

委員質問・意見等

第 131 回定例会 (5 月 14 日) 受付分

● 資源エネルギー庁 に対する 質問

福島復興再生を全力で成し遂げるとなっているが、現在、国が前面に出て力を注いでいる姿がなかなか見えてこない。

具体的に、前面に出てやっている事を教えてください。

● 資源エネルギー庁 に対する 質問 ・ 意見

(質問)

本日の資料 1、P22 ②について。

「・・・再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等・・・」と記載がありますが、どの省のどの部門の誰が自治体に理解と協力を得るよう取り組むのか、詳しく教えてください。

(意見)

「国も前面に立ち」とありますが、「国が責任をもって」と変更してほしい気持ちです。国策として進められてきた原子力政策が「国も」なんて書かれると、電気事業者のうしろにいるようにみえてならないです。

● 東京電力 に対する 質問

東電の地盤調査に関して別紙のとおり質問する。

2014.5.14

東京電力に対する敷地内・敷地周辺調査と安田層堆積年代に関する質問

最近、敷地周辺調査の期間が大幅に延長になったようである。

調査着手時と最近の作業期間の看板表示から調査期間の大幅変更があったことが伺われる。

例えば、寺尾トレンチ箇所の看板は作業期間が、当初は H26.4.10~H26.4.30 だったものが、最近では H26.4.10~H27.3.20 となっている。20 日間から 10 ヶ月間と 15 倍も期間が延長されたようである。他地点の作業期間も大きく変更されている。

なぜ、当初の作業期間が変更となったのか、その理由を調査地点毎に説明されたい。

調査箇所の多くは民有地である。一般的に、民有地で調査するには、所有者の了解を得て、借地契約や立木補償契約が必要であると考えられる。借地のためには、対象面積と借地期間を明記しなければならない。また、工事に障害となる立木を伐採するにはその樹種や径、本数を把握し補償しなければならないと考える。これが公共補償の一般的手法であると認識している。

過日報道された新聞報道からは「柏崎原発断層調査 東電が土地を無断使用 刈羽村内で掘削の通路に」や「地権者に無断で東電、作業道確保 柏崎刈羽原発ボーリング調査」から、借地や立木補償が曖昧だと推測されるので、事実確認を求める。

仮に、東京電力が、他人の所有地の土砂や立木を無断で伐採・搬出すれば、器物損壊や窃盗の刑事事件に該当する行為をしたことになるかと考える。

これらの調査は、安田層の堆積年代や堆積後の地殻構造運動の有無の把握のために行なわれる認識している。その関係で（安田層（古安田層））の堆積時期・堆積速度に対する東電見解を確認したい。

よって、以下事項を質問する。

Q1：各調査地点（ボーリングやトレンチ調査）の当初の作業期間設定の根拠と現在の作業期間設定の根拠を、地点毎に示されたい。

Q2：看板から、作業期間が来年の3月20日まで必要な調査場所が存在する訳だが、調査はいつまでかかるのか。

Q3：他人の所有地の無断使用や立木の伐採・搬出は器物損壊（刑法261条）や窃盗（刑法235条）の刑事事件に該当する行為でないのか。東京電力の認識はどうか。

Q4：新聞報道を見た者から、「ボーリングの泥水が庭の池に流入した。お粗末な工事だ。業者に抗議したが東京電力の謝罪は無い」との情報が寄せられた。東京電力はこの事実を把握しているか。把握しているなら把握した期日・内容を明らかにされたい。把握していないなら、今後、どのように対策・補償するかを明らかにされたい。泥水で魚を殺す行為は器物損壊に相当しないか。その認識を問う。

Q5：民有地を所有者に無断で使用する刑事罰相当の行為が行なわれた訳だが、なぜこうした行為が生じたのか。東京電力の作業執行体制の問題の有無を、よくゆう「水平展開」して調査是正する必要があると考えるが、どうか。

Q6：先の質問回答で、「①安田層（古安田層）中の標高-30.20m で33~34 万年前の加久藤テフラ（Kkt）を敷地内 G-16 ボーリングで確認した。②敷地内の標高-12m 付近（G-7 孔で-12.42m、G-10 孔で-11.36m、G-18 孔で-11.27m）で24 万年前の阿多鳥浜テフラを確認した。③敷地内大湊の5号機造成法面の露頭の標高21m で白色ガラス質テフラが確認され、敷地外北2測線の各孔でも確認されている。④白色ガラス質テフラは21.6 万年前のBT51 に類似している。」と主張しているようである。

この主張は、加久藤テフラ（Kkt）から阿多鳥浜テフラまでの10 万年間で18m の層厚が堆積し、阿多鳥浜テフラから白色ガラス質テフラまでの2.4 万年間で33m の層厚が堆積したとの主張と理解して良いか。前段の東電主張の事実認識で良いか。また後段の堆積速度が著しく異なる理由の説明が見当たらないが、何処にあるのか。

● 原子力規制庁・規制委員会 に対する 質問

フィルタベントが有効機能しない場合の格納容器破損防止対策について

3 月 24 日の県技術委員会で示された最も厳しい事故シナリオの場合について、東京電力の川村原子力設備管理部長は「追加安全対策を含むすべての設備が機能しないという状況になると、すなわち格納容器への注水が一切確保できない場合には、フィルタベントを使用した場合にも熔融炉心の崩壊熱の除去ができないので、格納容器のシール部が高温に曝され過温破損に至ると考えます。格納容器が過温破損すると放射性物質は過温破損したその個所から主に放出されるので、フィルタベント自体が有効に機能しないケースになります。」旨発言しています。

規制委員会は、格納容器破損防止対策を義務づけ、フィルタベントを対策例として示しました。

しかし、最も厳しいシナリオの場合、フィルタベントは格納容器破損防止対策にならないということです。

大きな地震などによる複合災害、テロや空からの攻撃の可能性等を考えると、最も厳しいシナリオは有りえないシナリオとは思えません。

フィルタベントが有効機能しない場合の格納容器破損防止対策はどのようにするのですか。

● 新潟県 に対する 質問

（第 131 回定例会（5 月 14 日開催）関連）

1 MP（モニタリングポスト）の県内配備状況一覧表で、すべてのMPにUPSが内臓されていることは、初期情報収集のための装置として大変評価できる。

① 商用電源がダウンした場合は、まずUPSが作動して内臓バッテリーがダウンすると、次に発電機が作動し、この燃料が無くなった時によりやく装置がダウンするという理解でよいか？

また、MPの発電機の燃料タンク容量・庁舎の非常用発電機の燃料タンク容量・太陽光蓄電容量にもよるが、商用電源が停電してから概ね何時間位運転（MP情報の確保）し続けることができるのか？

② 一覧表内 47 番目「佐渡関岬」は、発電機等欄が空白になっている。

バックアップ対策の見込みがないのは何故か？

2 「原子力災害時における情報の流れ」の説明中に、「情報伝達コモンズ」というシステムが構築されているので…というくだりがあった。これはどんなものなのか？また、私たちはどのように使う（知る）ことができるのか？

● 東京電力 に対する 質問

(第130回定例会(4月9日開催) 関連、定例会資料(3/5以降の動き)

- 1 P-31 「福島復興に向けた取り組み」で、広野火力発電所・IGCC(石炭ガス化複合発電)を新設するとあるが、従来の石炭火力発電所とどのような違いがあるのか?
- 2 P-37 「原子力安全」で、柏崎刈羽原発7号機の影響緩和対策として、水素処理設備の設置が画像入りで掲載されているが、既に設置されているということか?また、どのようなものか?
- 3 P-43 「フュエル&パワー・カンパニーの成長戦略」で、「高効率LNG火力の営業運転開始」とあるが、ガスタービンをコンパインド・サイクル化するとは、どのようなものか?
- 4 P-43 「フュエル&パワー・カンパニーの成長戦略」で、川崎火力発電所2号系列2軸、3軸という表現の、「軸」とはどのような概念か?
- 5 P=46・P-50 「パワーグリッド・カンパニーの中立化・投資戦略」で、「2016年度末には、スマートメータの取り付けを完了します」とあるが、どのような装置か?また、エンドユーザーとしてのメリットは何か?